

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 医薬・生活衛生局（第二十四条―第二十九条の二）</p> <p>第五款～第九款（略）</p> <p>第十款 老健局（第六十六条）</p> <p>第十一款～第十三款（略）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第二章～第四章（略）</p> <p>（医療機器政策室及び首席流通指導官）</p> <p>第十六条 経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（<u>医薬・生活衛生局</u>及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 医薬食品局（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第五款～第九款（略）</p> <p>第十款 老健局（第六十六条・第六十六条の二）</p> <p>第十一款～第十三款（略）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第二章～第四章（略）</p> <p>（医療機器政策室及び首席流通指導官）</p> <p>第十六条 経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（<u>医薬食品局</u>及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

(治験推進室)

第十七条 研究開発振興課に、治験推進室を置く。

2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 (略)

(指導調査室)

第十九条 総務課に、指導調査室を置く。

2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に關すること。

二〇五 (略)

3・4 (略)

(予防接種室及び保健指導官)

(治験推進室)

第十七条 研究開発振興課に、治験推進室を置く。

2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬食品局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 (略)

(指導調査室)

第十九条 総務課に、指導調査室を置く。

2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に關すること。

二〇五 (略)

3・4 (略)

(保健指導官)

第二十条 健康課に、予防接種室及び保健指導官一人を置く。

2| 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。

3| 予防接種室に、室長を置く。

4| (略)

(肝炎対策推進室)

第二十一条 がん・疾病対策課に、肝炎対策推進室を置く。

(削る)

(削る)

2| 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局並びに結核感染症課及び難病対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3| (略)

(感染症情報管理官)

第二十二条 結核感染症課に、感染症情報管理官一人を置く。

(削る)

第十九条の二 がん対策・健康増進課に、保健指導官一人を置く。

2| (略)

(移植医療対策推進室及び肝炎対策推進室)

第二十条 疾病対策課に、移植医療対策推進室及び肝炎対策推進室を置く。

2| 移植医療対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 臓器の移植に関すること。

二 造血幹細胞移植に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、疾病の治療に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）のうち、移植医療に関すること。

3| 移植医療対策推進室に、室長を置く。

4| 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局、がん対策・健康増進課及び移植医療対策推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5| (略)

(予防接種室及び感染症情報管理官)

第二十一条 結核感染症課に、予防接種室及び感染症情報管理官一人を置く。

2| 予防接種室は、予防接種（新型インフルエンザに関するものを除く。）に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び

(削る)

2 | (略)

(移植医療対策推進室)

第二十三条 難病対策課に、移植医療対策推進室を置く。

2 | 移植医療対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 | 臓器の移植に関すること。

二 | 造血幹細胞移植に関すること。

三 | 前二号に掲げるもののほか、疾病の治療に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)のうち、移植医療に関すること。

3 | 移植医療対策推進室に、室長を置く。

(削る)

他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 | 予防接種室に、室長を置く。

4 | (略)

(新設)

(生活衛生対策企画官)

第二十二條 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 | 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 | 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 | 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること  
(医薬食品局並びに結核感染症課及び水道課の所掌に属するものを除く。)

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十三條 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く

(削る)

第四款 医薬・生活衛生局

(削る)

第二十八条 (略)

255 (略)

(生活衛生対策企画官)

第二十九条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(健康局及び他課の所掌に属するものを除く。)

91

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二 水道の広域的な整備に関すること。

三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

第四款 医薬食品局

第二十八条 削除

第二十九条 (略)

255 (略)

(新設)

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十九条の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。
  - 二 水道の広域的な整備に関すること。
  - 三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。
  - 四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。
- 3 水道計画指導室に、室長を置く。
- 4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

(訓練企画室並びに就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官及び主任職業能力開発指導官)

第四十九条 能力開発課に、訓練企画室並びに就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人及び主任職業能力開発指導官一人を置く。

2 訓練企画室は、次に掲げる事務(障害者に対する職業訓練に係るもの及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関すること。

二 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

(新設)

(就労支援訓練企画官並びに職業能力開発指導官及び主任職業能力開発指導官)

第四十九条 能力開発課に、就労支援訓練企画官一人並びに職業能力開発指導官二人及び主任職業能力開発指導官一人を置く。

(新設)

3 訓練企画室に、室長を置く。

4 5 6 (略)

(企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官)

第五十条 キャリア形成支援課に、企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官一人を置く。

2 企業内人材育成支援室は、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進に関する事務（能力開発課及び能力評価課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 企業内人材育成支援室に、室長を置く。

(削る)

(削る)

4 (略)

(職業能力検定官及び主任職業能力検定官)

第五十一条 能力評価課に、職業能力検定官六人及び主任職業能力検定官一人を置く。

(新設)

2 5 4 (略)

(実習併用職業訓練推進室及びキャリア形成支援室並びに職業能力形成システム企画官)

第五十条 育成支援課に、実習併用職業訓練推進室及びキャリア形成支援室並びに職業能力形成システム企画官一人を置く。

2 実習併用職業訓練推進室は、実習併用職業訓練及び事業主その他の関係者による実習と教育訓練機関による教育訓練等とを組み合わせた訓練に関する事務（能力開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 実習併用職業訓練推進室に、室長を置く。

4 キャリア形成支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（能力開発課及び能力評価課の所掌に属するものを除く。）。

二 若年者の職業能力の開発及び向上に関する啓発に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

三 勤労青少年の福祉の増進に関すること（職業安定局の所掌に属するものを除く。）。

5 キャリア形成支援室に、室長を置く。

6 (略)

(調査官並びに技能検定官及び主任技能検定官)

第五十一条 能力評価課に、調査官一人並びに技能検定官五人及び主任技能検定官一人を置く。

(削る)

- 2 職業能力検定官は、命を受けて、職業能力検定についての専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。
- 3 主任職業能力検定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び職業能力検定官の行う事務の調整に当たる。

(海外協力室)

- 第五十二条 海外協力課に、海外協力室を置く。
- 2 海外協力室は、職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人に係る研修及び技能実習に関するものを除く。）をつかさどる。
- 3 海外協力室に、室長を置く。

(少子化総合対策室並びに調査官及び児童福祉調査官)

- 第五十三条 総務課に、少子化総合対策室並びに調査官及び児童福祉調査官それぞれ一人を置く。
- 2 少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 少子化対策に関すること。
  - 二 放課後児童健全育成事業に関すること。
  - 三 児童委員に関すること。
  - 四 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

- 五 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。
- 六 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五

- 2 調査官は、命を受けて、職業能力の評価に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

- 3 技能検定官は、命を受けて、技能検定についての専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。
- 4 主任技能検定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び技能検定官の行う事務の調整に当たる。

(外国人研修推進室)

- 第五十二条 海外協力課に、外国人研修推進室を置く。
- 2 外国人研修推進室は、外国人に係る研修及び技能実習に関する職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。
- 3 外国人研修推進室に、室長を置く。

(少子化対策企画室並びに調査官及び児童福祉調査官)

- 第五十三条 総務課に、少子化対策企画室並びに調査官及び児童福祉調査官それぞれ一人を置く。
- 2 少子化対策企画室は、少子化対策に関する事務をつかさどる。
  - (新設)
  - (新設)
  - (新設)
  - (新設)
  - (新設)
  - (新設)

年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に關すること。

七| 児童福祉に關する思想の普及及び向上に關すること。

八| 児童の福祉のための文化の向上に關すること。

3 少子化総合対策室に、室長を置く。

4・5 (略)

(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)

第六十四条 (略)

2・7 (略)

8 障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關すること。

二 (略)

9 (略)

(認知症施策推進室及び介護保険指導室)

第六十六条 総務課に、認知症施策推進室及び介護保険指導室を置く。

2| 認知症施策推進室は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五條の二に規定する認知症に關する施策の企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

3| 認知症施策推進室に、室長を置く。

(新設)

(新設)

3 少子化対策企画室に、室長を置く。

4・5 (略)

(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)

第六十四条 (略)

2・7 (略)

8 障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關すること。

二 (略)

9 (略)

(介護保険指導室)

第六十六条 総務課に、介護保険指導室を置く。

(新設)

(新設)

4| 介護保険指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に関する事。

四〇七 (略)

5| 6| (略)

7| 特別介護サービス指導官は、命を受けて、第四項第一号から第四号まで、第六号（介護保険法第九十七条の規定による報告の徴収等）同条第一項の規定によるものに限る。）に関するものを除く。）及び第七号に掲げる事務を行う。

8| 介護サービス業務監視専門官は、命を受けて、第四項第五号に掲げる事務を行う。

(削る)

2| 介護保険指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に関する事。

四〇七 (略)

3| 4| (略)

5| 特別介護サービス指導官は、命を受けて、第二項第一号から第四号まで、第六号（介護保険法第九十七条の規定による報告の徴収等）同条第一項の規定によるものに限る。）に関するものを除く。）及び第七号に掲げる事務を行う。

6| 介護サービス業務監視専門官は、命を受けて、第二項第五号に掲げる事務を行う。

(認知症・虐待防止対策推進室)

第六十六条の二 高齢者支援課に、認知症・虐待防止対策推進室を置く。

2| 認知症・虐待防止対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事。

二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関する事。

3| 認知症・虐待防止対策推進室に、室長を置く。

(輸入食品監督官)

第八十二条の二 横浜検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

(新設)

2 輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

(輸入食品監督官)

第九十二条の二 神戸検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

(新設)

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(輸入食品監督官)

第二百二条の二 (略)

第二百二条の二 (略)

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

(輸入食品監督官)

第八十二条の三 (略)

第八十二条の三 (略)

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第二百二条の二第二項に規定する事務を行う。

(輸入食品監督官)

第一百三十二条の二 大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所の食品監視

第一百三十二条の二 大阪検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置

課に、輸入食品監督官一人を置く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(国立福祉型障害児入所施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立福祉型障害児入所施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

(病院に置く部等)

第六百七十五条 病院に、次の五部、薬剤科、看護部及び障害者健康増進・運動医科学支援センターを置く。

第一診療部

第二診療部

第三診療部

リハビリテーション部

臨床研究開発部

(障害者健康増進・運動医科学支援センターの所掌事務)

第六百八十二条 障害者健康増進・運動医科学支援センターは、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医科学の知見から支援

く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第一百二条の二第二項に規定する事務を行う。

(国立福祉型障害児入所施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立知的障害児施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

(病院に置く部等)

第六百七十五条 病院に、次の五部、薬剤科、看護部及び障害者健康増進・スポーツ科学支援センターを置く。

第一診療部

第二診療部

第三診療部

リハビリテーション部

臨床研究開発部

(障害者健康増進・スポーツ科学支援センターの所掌事務)

第六百八十二条 障害者健康増進・スポーツ科学支援センターは、病院の所掌事務のうち、障害者の健康の増進、生活習慣病の予防並びに体力の保持及び増進並びに総合的な健診に関することをつかさどる。

(新設)

(新設)

を行うこと。